

託送料金相当額について

【託送料金相当額】

託送料金相当額とは、お客さまへのガスの供給に必要なガス導管等の供給施設利用料金に相当する金額で、ガス料金に含まれております。

【託送料金相当額の計算方法】

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、主に家庭用のお客さま向けの計算方法を示しておりますが、その他のお客さま向けの場合等については「託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)」をご確認ください。

主に家庭用のお客さま向けの場合

適用される区分(適用区分)はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用区分の「定額基本料金」と「従量料金(従量料金単価×ガスのご使用量)」を合計した金額が託送料金相当額となります。

平成 30 年 1 月 4 日実施

払出エリア A

〔標準託送供給料金〕 小売託送供給 A 料金〔2 部料金〕 (39MJ) (税抜)

適用区分	料金表 A 0m ³ から 30m ³ までの場合	料金表 B 30m ³ を超え、500m ³ までの場合	料金表 C 500m ³ を超える場合
定額基本料金(円/月)	770	1,210	5,320
従量料金単価(円/m ³)	38.40	23.73	15.51

【計算例】 1 ヶ月のガスのご使用量 38m³(適用区分：料金表 B) 消費税 10% の場合

定額基本料金(税抜) = 1,210 円/月

従量料金(税抜) = 従量料金単価 × ガスのご使用量

= 23.73 円/m³ × 38m³

= 901.74 円

≒ 901 円 (1 円未満の端数を切り捨て)

託送料金相当額(税抜) = 定額基本料金(税抜) + 従量料金(税抜)

= 1,210 円/月 + 901 円

= 2,111 円/月

託送料金相当額(税込) = 2,111 円/月 × 1.10

= 2,322.1 円/月

≒ 2,322 円/月 (1 円未満の端数を切り捨て)

以上